

○文部科学省告示第六十九号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十九年四月十四日

文部科学大臣 松野 博一

<p>弥勒如来立像</p>	<p>地藏菩薩立像</p>	<p>不動明王坐像</p>	<p>弥勒菩薩立像及び付属品 (台座及び像内納入品「弥勒 上生経及び宝篋印陀羅尼」)</p>	<p>指定をした海外の美術品等 (以下「指定美術品等」とい う。)の名称</p>
<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>平成二十九年四月 十四日</p>	<p>指定をした日</p>
<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>平成二十九年四月 十四日から同年六 月三十日</p>	<p>指定の有効期間</p>
<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>独立行政法人国立文化財機構奈良国立博 物館 館長 松本 伸之 奈良県奈良市登大路町五十 株式会社読売新聞大阪本社 執行役員事業本部長 橋本 誠司 大阪府大阪市北区野崎町五―九 讀賣テレビ放送株式会社 事業局長 藤門 浩之 大阪府大阪府中央区城見二―二―三十三</p>	<p>指定美術品等を公開しようとする者の氏 名又は名称及び住所並びに法人にあつて は、その代表者の氏名</p>
<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>奈良国立博物館 奈良県奈良市登大路町五十 平成二十九年四月八日から同年六月四 日まで</p>	<p>指定美術品等を公開する予定の施設の 名称及び所在地並びに指定美術品等を 公開する予定の期間</p>